

2. 管内牛飼養農場に対する飼養衛生管理基準指導の取り組み

豊後大野家畜保健衛生所 ○ 久々宮仁三 廣瀬啓二 安達聡
大竹孝一 佐藤文明

【はじめに】

本年1月、2月に管内牛飼養全農場に対して飼養衛生管理基準（以下管理基準という）の遵守状況について立入調査を行った。その結果と考察及び今後の対策について報告する。当家保管内は県下でも有数の肉用牛の産地であり、頭数で県全体の29%、戸数で県全体の42%を占めている（図1）。これらの肉用牛繁殖農場を中心とする牛飼養農場に対して、当家保は繁殖検診等を通じて巡回を行っている。しかしながら、その戸数割合は竹田市で33%など管内全体で43%と過半数に満たない状況である（図2）。

【管理基準遵守状況調査】

2010年4月に宮崎県で発生した口蹄疫は畜産農家のみならず地域経済にも深刻な被害を与えた。これを受け家畜伝染病予防法に基づく管理基準も大きく見直され、県としても牛飼養農場に対する管理基準指導の強化が求められている。そこで当家保は従来、他の業務と併せて一部農場に行っていた管理基準の遵守状況を調査し、不適正項目の改善指導をするための立入を、関係機関と連携し、牛飼養農場全戸に対して2014年1月、2月に集中的に実施した。この取り組みは管内では初めてである。なお同行する市などの関係機関は定期報告の指導・頭数調査などの業務を行った。実働日数は20日、動員人員は防疫員の家保職員が延べ45名、随行員の関係機関職員が延べ100名であった（表1）。管内3市の所要日数と防疫員数を表2に示した。竹田市については戸数が多いため1日3班編成を基本に行った。

図1 管内肉用牛の県に占める割合

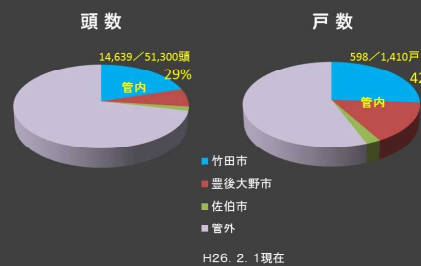


図2 管内牛飼養農場の家保巡回割合

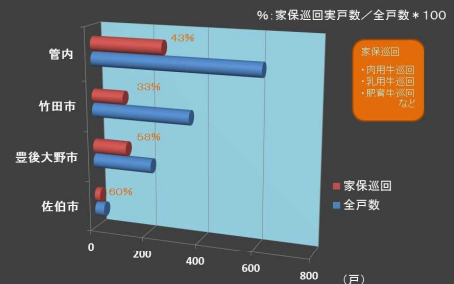


表1 管理基準遵守状況調査のための牛飼養農場立入

1. 概要

- 目的
牛飼養農場全戸の飼養衛生管理基準の遵守状況を調査、改善指導するとともに、定期報告にかかる指導、頭数調査等を関係機関と協力して実施する。
- 期間
H26. 1. 15～H26. 2. 20（実働日数20日）
- 協力機関
佐伯市・豊後大野市・竹田市・JAおおいた（佐伯・豊後大野・竹田事業部）、南部振興局・豊肥振興局・NOSAI南部
- 動員人員
防疫員：延べ45名（家保）
随行員：延べ100名（市・JA・振興局）

表2 管理基準遵守状況確認に係る牛飼養農場立入

2. 各市の所要日数・防疫員数

	佐伯市 (人)		豊後大野市		竹田市	
	字目	(人)	犬飼	久住	萩	直入
1	弥生	1	千歳	2	1	2
1	佐伯	2	大野	2	2	直入
		4	朝地	3	3	竹田
2	4	10	清川	2		
			1	三重	1	
			3	緒方	3	
2	4	10	14	9	27	

【管理基準遵守状況】

管理基準遵守状況を表3に示した。参考として管内の豚についても示した。右端が改善指導中の農場数である。不適正で改善指導中の農場割合は、豚で大規模以外の38.9%なのに対して、肉用牛・乳用牛はともに100%で、全農場で何らかの不適正な項目が認められた。表4は公表されている2013年3月末時点の全国の管理基準の遵守状況である。改善指導中の牛・豚等農場は全国44.9%、大分72.6%、管内97.3%であった。47都道府県について管理基準の改善指導中の牛・豚等農場割合をグラフに示した。黄色○で示した10%未満が7県ある一方、赤線の大分よりさらに高率の県が14県あり、大きなばらつきが見られた（図3）。表5は管内牛飼養農場について管理基準チェック表の各項目別に改善指導中の農場数を示したもので、項目間に大きなばらつきが見られ、遵守率が低い項目が多くあることが明らかになった。

表3 管理基準の遵守状況(管内)

		農場数(H25.3.31時点)				
		農場数 ①+②	適正農場 ①	指導農場 ②	②のうち 改善済	②のうち 改善指導中
肉用牛	大規模農場	5	0	5	0	5
	それ以外の農場	593	0	593	0	593
乳用牛	大規模農場	0	0	0	0	0
	それ以外の農場	17	0	17	0	17
豚	大規模農場	6	6	0	0	0
	それ以外の農場	18	7	11	4	7

改善指導中の農場割合
肉用牛・乳用牛 全て100%、豚 大規模以外38.9%のみ

表4 管理基準の遵守状況(全国)

		農場数(H25.3.31時点)				
		農場数 ①+②	適正農場 ①	指導農場 ②	②のうち 改善済	②のうち 改善指導中
肉用牛	大規模農場	967	560	407	126	281
	それ以外の農場	35,466	14,522	20,944	3,278	17,666
乳用牛	大規模農場	442	318	124	46	78
	それ以外の農場	11,874	5,579	6,295	1,635	4,660
豚	大規模農場	841	466	375	141	234
	それ以外の農場	5,077	2,412	2,665	573	2,092

改善指導中の牛・豚等農場割合
全国44.9% 大分72.6% 管内97.3%

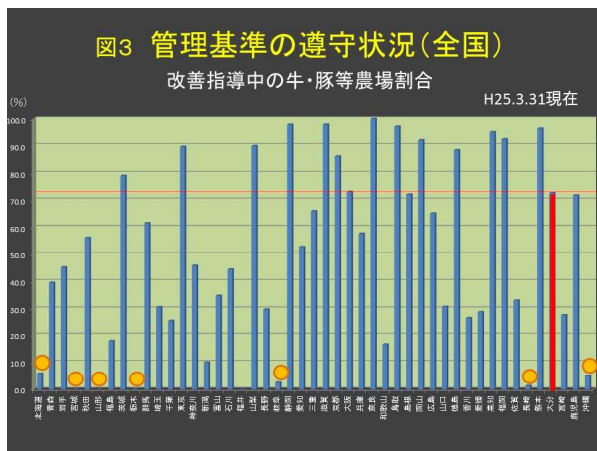


表5 チェック表に基づいて改善指導を行った農場数

項目	肉用牛				乳用牛			
	大規模	それ以外	大規模	それ以外	大規模	それ以外	大規模	それ以外
1. 飼舎に関する情報の把握	0	0	0	4	0	0	0	0
2. (1) 衛生管理区域の設定	0	0	0	659	0	0	0	0
(2) 衛生管理区域の境界の明確化	0	0	0	280	0	0	0	0
3. 人・車両の入場制限	0	0	0	534	0	0	0	0
4. (1) 車両用の消毒薬の常設	0	0	0	561	0	0	0	0
(2) 車両消毒の実施	0	0	0	570	0	0	0	0
5. (1) 立入者の消毒薬の常設	0	0	0	405	0	0	0	0
(2) 立入者の消毒の実施	0	0	0	323	0	0	0	0
6. (1) 衛生管理区域専用の衣類・靴の着用(※)	0	3	0	388	0	0	0	0
(2) 適切な方法による衣類・靴の着用(※)	0	3	0	391	0	0	0	0
7. 立入者の履物等の記録及び入場票	0	0	0	196	0	0	0	0
8. 他の畜舎施設等での使用物品の洗浄・消毒	0	0	0	145	0	0	0	0
9. 畜舎への持ち込み物の消毒	0	0	0	237	0	0	0	0
10. 適切な方法による畜舎内での消毒	0	0	0	330	0	0	0	0
11. (1) 給餌設備への排泄物混入防止対策	0	0	0	551	0	0	0	0
(2) 飼料保管場への排泄物混入防止対策	0	0	0	398	0	0	0	0
12. 飼料の適切な保管	0	0	0	111	0	0	0	0
13. (1) 衛生管理区域への野生動物混入対策(※)	0	0	0	550	0	0	0	0
(2) 飼舎内での野生動物混入対策(※)	0	0	0	577	0	0	0	0
14. (1) 畜舎・飼具の洗浄又は消毒	0	0	0	62	0	0	0	0
(2) 使用物品の保管中の洗浄	0	0	0	163	0	0	0	0
15. 畜舎・畜具・ハッチの清掃及び消毒	0	0	0	199	0	0	0	0
16. 適切な畜舎での飼育	0	0	0	54	0	0	0	0
17. (1) 畜舎清掃時の車両消毒(※)	0	4	0	550	0	0	0	0
(2) 農産物等との混入防止対策(※)	0	4	0	455	0	0	0	0
18. 畜舎設備等の衛生管理の記録	0	0	0	7	0	0	0	0
19. 畜舎の異状時の記録・指導	0	0	0	0	0	0	0	0
20. 毎日の家畜の健康観察	0	0	0	1	0	0	0	0
21. (1) 導入畜の健康状態確認の記録	0	0	0	40	0	0	0	0
(2) 導入畜の隔離の実施	0	0	0	508	0	0	0	0
22. 移動時の健康管理(※)	0	0	0	4	0	0	0	0
23. 産卵・採卵・化学処理の準備	0	0	0	24	0	0	0	0
24. (1) 立入時の影響等の告知(※)	0	3	0	588	0	0	0	0
(2) 立入時の影響等の実施及び帳簿の保管	0	3	0	519	0	0	0	0
25. 飼育場による感染防止の確保	0	0	0	0	0	0	0	0
26. 飼育場による感染防止の確保	0	0	0	0	0	0	0	0
立入者数計	0	0	0	993	0	0	0	17

(※)飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効となる項目です(黒田行)。

【低遵守率項目の分析】

表6に遵守率の低い項目から順に示した。なお項目の色分けは後ほど述べる分類で①を赤、②を緑、③を青で示した。表6は特に遵守率が低かった項目で、車両消毒の実施など多忙な農家にとって日常的に実施するのは困難なものや、導入畜の隔離のように既存の施設等の改善を要する項目が見られた。

表6 低遵守率の管理基準項目(1)

管理基準項目	遵守率(%)※
車両消毒の実施	4.9
車両用の消毒薬の常設	6.5
給餌施設への排泄物混入防止対策	8.6
人・車両の入場制限	12.0
立入時の記録等の実施及び帳簿の保管	12.5
導入畜の隔離の実施	17.1

※ 肉用牛・乳用牛 管内615農場中

表7は同じく遵守率が30から70%の項目である。立入者の消毒の実施などの基本的な事項でもまだまだ徹底されていない状況が見られた。表8は遵守率の高い項目で、毎日の家畜の健康観察など家畜を飼養する上で極めて基本的な項目が並んでいた。

表7 低遵守率の管理基準項目(2)

管理基準項目	遵守率(%)※
立入者用の消毒薬の常設	32.0
飼料保管場所への排泄物混入防止対策	33.5
衛生管理区域の境界の明瞭化	37.9
立入者の消毒の実施	44.9
海外使用物品の持ち込み制限	61.5
畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	67.5
立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	68.0
使用物品の家畜ごとの交換	72.4
他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	75.9

※ 肉用牛・乳用牛 管内615農場中

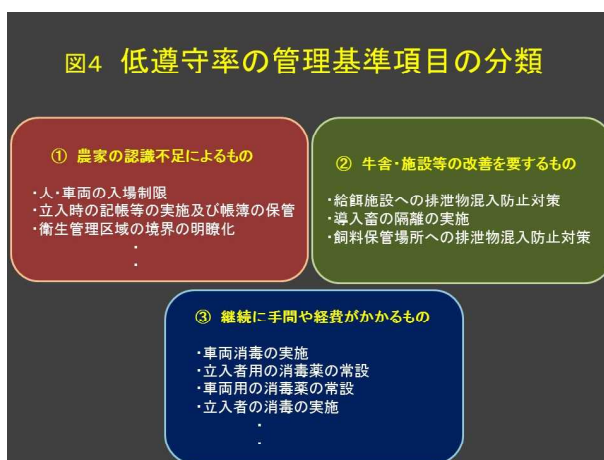
表8 高遵守率の管理基準項目

管理基準項目	遵守率% ※
衛生管理区域の設定	88.6
畜舎・器具の洗浄又は消毒	89.4
適切な密度での飼養	91.9
導入元の疾病発生状況の確認	93.5
埋却・焼却・化製処理の準備	95.8
飲用に適した水の給与	98.2
家畜保健衛生所への連絡体制の確保	98.9
移動前の健康状態の確認	99.3
防疫に関する情報の把握	99.3
毎日の家畜の健康観察	99.8
家畜の異状時の獣医師の診療・指導	100.0

※ 肉用牛・乳用牛 管内615農場中

これらの低遵守率の項目を分析すると、
①人・車両の入場制限など、多大な経費や手間を要さないものの、口蹄疫の病気の特徴などの理解が十分でなく、農家の認識不足により実施されていないもの。②導入畜の隔離の実施など、既存の牛舎・施設等の改善を要するもの。③車両消毒の実施など、継続に手間や経費がかかるものの3つに分類できる(図4)。

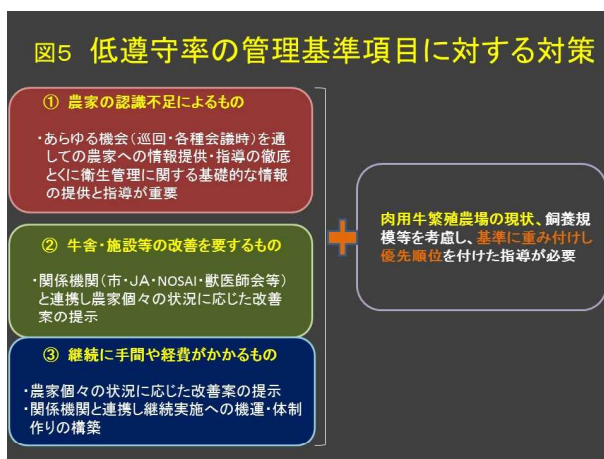
図4 低遵守率の管理基準項目の分類



【低遵守率項目の対策】

これらの低遵守率の管理基準項目に対する対策としては、①については、巡回・各種会議等のあらゆる機会を通じての農家への情報提供と指導の徹底、特に消毒の意義と方法等といった基礎的な情報の提供と指導が重要である。②と③については、市・JA・NOSAI・獣医師会等の関係機関と連携して農家個々の状況に応じた改善案の提示と継続実施への機運・体制作りの構築が必要である。これらに加えて肉用牛繁殖農場の現状、飼養規模等を考慮し、基準に重み付けし優先順位を付けた指導が必要と考える(図5)。

図5 低遵守率の管理基準項目に対する対策



そこで低遵守率の項目について肉用牛繁殖農場を指導する上での優先順位を付けるため、重要性和実現性をそれぞれAからCに評価した。表中のオレンジの項目が重要性和実現性がAAもしくはABという評価で当面、優先的に改善指導する項目とした。この表9からは車両消毒の実施など5つの項目を選んだ。同様に表10から立入者の消毒の実施など3つの項目を選んだ。今後、これらの8つの管理基準項目を肉用牛繁殖農場で重点的に指導するため、農家・関係者向けの啓発パンフを作成した。農家がイメージしやすいように写真を入れ、特に徹底したい項目は二重丸で示した(写真1)。

表9 低遵守率項目の指導の優先順位

管理基準項目	重要性	実現性※
車両消毒の実施	A	B
車両用の消毒薬の常設	A	B
給餌施設への排泄物混入防止対策	B	B
人・車両の入場制限	A	A
立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	A	B
導入畜の隔離の実施	A	C
立入者用の消毒薬の常設	A	B
飼料保管場所への排泄物混入防止対策	B	B

優先順位の高い項目=重要度・実現性(AA&AB) ※ A 易 B 普通 C 難

表10 低遵守率項目の指導の優先順位

管理基準項目	重要性	実現性※
衛生管理区域の境界の明瞭化	A	B
立入者の消毒の実施	A	B
海外使用物品の持ち込み制限	A	C
畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	A	B
立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	B	C
使用物品の家畜ごとの交換	B	B
他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	A	C

優先順位の高い項目=重要度・実現性(AA&AB) ※ A 易 B 普通 C 難

写真1 啓発パンフ(肉用牛繁殖農場用)

これらの飼養衛生管理基準を重点的に改善しましょう!

- ◎ 農場入口に入場制限の立て看板
- ◎ 部外者立入の記帳及び帳簿の保管
- ◎ 衛生管理区域の境界の明瞭化(柵・ロープ・石灰帯など)
- ◎ 上記境界入口で車両消毒を行う
- ◎ 車両消毒は石灰帯(3m以上)を基本に
- ◎ 定期的に除糞清掃後、牛床に消石灰を散布しましょう(白痢も減ります)
- ◎ 飼料とくに濃厚飼料は保管庫(タンク)又は保管箱等で保管し、野生動物の糞の混入を防止しましょう
- ◎ 飼槽・水槽に野鳥等の糞が混入しないよう気をつけ、定期的に清掃し清潔に保ちましょう

H26年2月の全農家立入の結果、遵守率が低い項目などを示しました
豊後大野家畜保健衛生所 0974(22)0179

次に肉用牛繁殖農場の現状を分析し、それぞれの要因に対する管理基準の指導方法を考察した。まず肉用牛繁殖農場では高齢・零細な農家が多いため、管理基準を十分に理解し、実施するのが困難な場合もある。その場合、農家指導に際して、優先順位の高い項目などポイントを絞り平易な言葉で説明し、農場入場制限の立て看板など全農家に共通して必要な資材・備品は定期的に行政や関係機関で作成配布または斡旋を指導する(表11)。つぎに肉用牛繁殖農場では簡易な牛舎が多く、洗浄および消毒液作成のために十分な水及び洗い場を確保できない場合もある。この場合、可能であれば牛舎周辺に水道及び洗浄消毒場を設置するように、それが困難な場合は消石灰を活用して踏み込み消毒などを行うよう指導する(表12)。

表11 肉用牛繁殖農場の現状と指導方法(1)

- ◎ 肉用牛繁殖農場では高齢・零細な農家が多い
→基準を十分に理解し・実施するのが困難な場合もある
- ① 農家指導に際して、ポイント(優先順位の高い項目)を絞り平易な言葉で説明
- ② 農場入場制限の立て看板、農場立ち入り記録簿など全農家に共通して必要な資材・備品は、定期的に行政や関係機関(振興会他)で作成配布、または斡旋

表12 肉用牛繁殖農場の現状と指導方法(2)

- ◎ 肉用牛繁殖農場では簡易な牛舎が多い
→洗浄・消毒液作成のための十分な水及び洗い場を確保できない
- ① 可能であれば牛舎周辺に水道及び洗浄・消毒場を設置(洗浄・消毒場3点セットの常設)
- ② ①が困難な場合は消石灰を活用して消毒(踏み込み消毒など)を行う

写真2は牛舎入出時の洗浄消毒の徹底のための肉用牛繁殖農家向け啓発パンフである。写真に示した洗浄・消毒場3点セットの常設を重点的に指導する。

写真2 啓発パンフ(肉用牛繁殖農場用)

長靴の洗浄・消毒を考えてみましょう！

農場に病原体を持ち込まない、持ち出さないために部外者の牛舎入出時の手指・長靴の洗浄消毒が重要です。とりわけ踏み込み消毒の効果を十分得るために消毒前の長靴(側面と靴底)の流水による洗浄がきわめて重要です

改善を要する洗い場

- 排水が悪く、洗ってもすぐに靴底が汚れてしまう
- 靴底を洗うのが難しい
- 消毒槽が常設されていない

洗浄・消毒場3点セット
コンクリート等の上で排水の良い場所に

- ①水道とホース(1m以上)
- ②ブラシ
- ③踏み込み消毒槽

改善しましょう！！

豊後大野家畜保健衛生所 0974(22)0179





表13 肉用牛繁殖農場の現状と指導方法(3)

◎ 肉用牛繁殖農場は牛舎を農家の自宅と併設するが多い
→衛生管理区域への人・車の立ち入り時の消毒が十分行われない

- ①牛舎立ち入り時の靴・手指の洗浄消毒の徹底
- ②衛生管理区域に入る車の消石灰帯による消毒を指導



*粗飼料倉庫・堆肥舎兼用

最後に肉用牛繁殖農場は表13の写真の例のように牛舎を農家の自宅と併設する機会が多いため、衛生管理区域への人・車の立ち入り時の消毒が十分行われていない。その場合、牛舎立ち入り時の靴・手指の洗浄消毒を徹底させた上で、写真に示した場所等で衛生管理区域に入る車の消石灰帯による消毒を実施するよう指導する。

写真3は改善事例である。これは管内B市の家保巡回時に撮影したものである。管理基準の指導立入以降、農場入り口に消石灰帯を設置し、また右下の農場は水道が無いため牛舎入り口に石灰踏み込み槽を必ず設置するようになった。以上報告したとおり、今後も関係機関と連携をとり、より現場で実践可能な方法を牛飼養農場に提示し、管理基準改善のための取り組みを継続したい。

写真3 改善事例(B市)

農場入口(石灰帯)



牛舎入口(石灰踏み込み槽)水道・洗い場が無い農場